

安全安心して暮らせるまちづくりのため

◆防災行政無線とは

災害などの緊急情報を、屋外スピーカー（屋外拡声子局）と各家庭に設置している戸別受信機を通じて、皆さんへ情報をお知らせするための設備です。

	通常時	災害などの緊急情報
屋外スピーカー	時報2回（正午・午後5時）	緊急地震速報（岐阜県中西部に震度4以上） 特別警報発令情報・弾道ミサイル情報・ 避難勧告などの発令情報・ 避難所開設情報・行方不明情報 など
戸別受信機	時報2回（正午・午後5時） 定時放送3回（午前6時50分・ 午後0時30分・ 午後7時50分）	

◆戸別受信機の確認と使用上の注意

大切な情報を正しく聞くことができるよう日ごろから、ご家庭の戸別受信機の受信状況や使用方法を確認しておきましょう。

現在、右の2種類の戸別受信機で運用しています。

【使用方法】

- ・電源プラグはしっかりとコンセントに差し込みましょう。
- ・平常時は電池を入れないでください。
※電池は停電時のため受信機の近くに用意してください。
- ・アンテナをしっかりと伸ばしてください。
- ・スイッチは常に受信機1の場合は「電源入」、受信機2の場合は「防災」の位置にしてください。
- ・冷蔵庫やテレビなどの電化製品の近くは避けてください。
- ・雑音などが入る場合は、設置場所を変えてみてください。

【注意】

調整しても雑音など続く場合は、お使いの受信機を持参し、総務課までお越しください。



受信機1



受信機2

◆放送内容を確認したいとき

放送内容を聞き漏らした場合などに、固定電話や携帯電話から確認することができます。

☎388-4930 または ☎388-4931

岐阜地域における越境避難に関する協定を締結



協定を結んだ9市町の首長

2月18日、笠松町と岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、北方町の岐阜地域6市3町との間で、災害時などにおける住民避難に関する連携・協力体制の強化を図るため、市町境を越えて近くの避難場所を利用できるよう、「岐阜地域における越境避難に関する協定」を締結しました。

この協定内容は、木曾川や境川による氾濫が起きた場合に、遠方で安全な市町に一時避難ができ、より一層の安全確保が図られるものです。